

本件事故当時、福島県内（自主的避難等対象区域）において薬局店を営んでいた申立人が、津波によって全壊した店舗に代わる仮設店舗の開設が、本件事故により遅延したとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

- (1) 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 平成23年3月11日発生の本件事故によって仮設店舗の開設が遅延したことに基づくX株式会社の営業損害

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の期間及び損害項目に対する和解金として金100万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月7日

(仲介委員長 堀川末子、仲介委員 柏木秀一、同 竹原虎之助)